6　主たる出資者及び議決権の数

(1)　議決権の総数

| 区　　分 | | 株式数(株) | 議決権の数(個) |
|---|---|---|---|
| 発行済株式 | 無議決権株式(A) | | |
| | 議決権制限株式(B) | | |
| | 完全議決権株式　自己保有株式(C) | | |
| | 完全議決権株式　相互保有株式(D) | | |
| | 完全議決権株式　特定外国株式等(E) | | |
| | 完全議決権株式　その他(F) | | |
| | 単元未満株式(G) | | |
| 総数(H) | | | |
| 備考 | １単元の株式数 | | |

（注１）　最近日現在の議決権の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注３）　(B)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注４）　(C)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注５）　(D)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注６）　(E)の欄は、法第161条第１項又は同条第２項において準用する法第116条第２項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式、法第161条第２項において準用する法第116条第３項の規定により議決権を有しないこととなる株式及び法第164条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

（注７）　(F)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注８）　(G)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

6　主たる出資者及び議決権の数

［新設］